

平成28年度1月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 平成29年1月11日（水）午前11時00分～11時30分
場所 市役所2階 第2委員会室
出席 市政記者クラブ10社

会見内容

1. はじめに

- 記者の皆さま、明けましておめでとうございます。
穏やかに新年を迎えましたこと、本当に感謝するところです。このように穏やかにこの一年も過ぎていくとよいと思っているところでもありますので、よろしくお願いいたします。
- 昨年は、釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る取り組みを開始し、本格的な事業を開始した年であり、今年につきましても、総合戦略に定めた目標の実現に向けて、引き続き全力をあげて取り組んでいきたいと考えているところです。
- 昨年、特に若い世代の方々が、スポーツや文化など色々なところで活躍され、本当に明るいニュースを発信してくれたところであり、こういった活躍は、まちの魅力、価値に繋がってくると思っております。
- 今年も市民の皆さんが、この釧路を活動の拠点として、スポーツや文化はもとより釧路らしさを活かした経済活動など、様々なことにチャレンジできる環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。
- 併せて、現在策定中の、総合計画に代わる計画である「釧路市まちづくり基本構想」においては、様々な場面で市民の皆さんのご意見を伺いながら、これからの10年先を見据えたまちづくりの方向性を示していこうと進めているところであり、こういったことを進めながら、この平成29年も良い年にしていこうと考えているところであり、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

2. 話題提供(2項目)

1. 「空き家等の対策に関する協定」の締結について

- 「空き家等対策に関する協定」を関係団体と2月2日に締結することになりましたので、お知らせします。
協定を締結する団体は、「公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会釧路支部」「釧路司法書士会」「釧路市建設事業協会」「一般社団法人 北海道建築士事務所協会 釧路支部」の4団体となっております。
- 現在策定中の「釧路市空家等対策計画(案)」では、基本方針の一つとして「取組システムの構築」を掲げており、今回、不動産・法務・建築関連の専門家の団

体と協定を締結することにより、各団体の専門性を生かし、空き家等に関する様々な課題の解決を目指すものです。

具体的に申し上げますと、宅地建物取引業協会では「空き家等の売買や賃貸に関すること」司法書士会では「空き家等の土地建物の相続・登記、財産管理等の手続きに関すること」建築士事務所協会では「空き家等の利活用の調査や建物に関すること」建設事業協会では「空き家等の除却・改修等の工事に関すること」について市民からの相談を受け付けることとなっております。

- 今回の協定締結により、市民の皆さんから市や各専門団体に対して寄せられた相談については、市と団体間で相互に連携をとり、相談内容によっては、関係団体の紹介や斡旋なども適切に行っていくとともに、市の広報紙・ホームページや、専門家団体のパンフレット・ちらし等で、空き家の適正な管理の方法や相談窓口のPRを行います。

また、今後につきましては、専門団体への相談窓口の設置や、合同相談会を実施する予定となっております。

- これらの取り組みにより、空き家等に関する様々な課題が解決するよう目指していきたいと考えております。

2. 卸売キャラバン隊商談会 in 釧路の開催結果について

- 昨年11月10日・11日の2日間にわたり、「卸売キャラバン隊商談会 in 釧路」が札幌市の主催により開催されましたので、その成果について報告いたします。

- この「卸売キャラバン隊商談会」は、札幌市を中心として全道10都市で構成する「北海道内都市経済活性化会議」の取り組みの一つとして、札幌市内の「食」に係る卸売企業が当市を訪れ、生産者や加工業者と直接商談を行ったものです。

- この商談会では、札幌市の卸売企業10社と、釧路市内の企業を中心に食関連製造業など20社が参加し、商談の数は延べ88商談となったところで、これまで道内各地で開催された商談会の中で最も多い商談数となりました。

- 本商談会の成果については、追跡調査を行っており、12月末時点で88の商談のうち、10件が成約となり、売り上げは約950万円となっております。また、ほか11件が成約見込みのほか、61件が交渉を続けているとのことです。

- 全商談の7割程度が交渉中となっていることから、今後、成約件数が増える見込みとなっており、市としても期待しているところです。

- 市としては、これからも販路拡大に意欲的な食関連製造業者をサポートしていくために、市内での商談会開催の取り組みはもとより、道内外で開催される商談会への参加を積極的に推し進め、釧路の優れた食品を広く道内外へ発信し、地域の食産業の活性化を図っていききたいと考えております。

3. 質疑要旨

(質問)

- ・ 空き家対策について、現状、釧路に空き家はどれくらいあるのですか。

(建築物防災参事)

- ・ 市で把握しているのは294件です。これは、市に苦情が寄せられたものと消防本部で把握しているものについて実際に市で現地を確認したものを合わせた件数となります。

(質問)

- ・ いつ時点での数字ですか。

(建築物防災参事)

- ・ 平成27年の11月30日時点の数字です。

(質問)

- ・ このような調査は毎年行っているのでしょうか。

(建築物防災参事)

- ・ 今回が初めてです。

(質問)

- ・ 294件の中で、周辺住民も空き家によって困っている状態であるというようなものの件数は分かりますか。

(建築物防災参事)

- ・ 法に基づく空き家についての定義があり、老朽化が著しく、周辺に影響を及ぼすと市で判断した空き家が、平成27年11月30日時点で42件ありました。

(質問)

- ・ それは周囲に対して著しい迷惑が掛かっているということですか。

(建築物防災参事)

- ・ 建物自体の老朽化が著しいということ、建物が崩れて道路にかかってきて危ない、隣に崩れかけて危ないなど42件あるということです。

(市長)

- ・ 「特定空家の可能性があるもの」が42件あるということです。

(質問)

- ・ 「特定空家等」というのは、どういう法律に基づいているものですか。

(建築物防災参事)

- ・ 「空家等対策の推進に関する特別措置法(特措法)」に基づいているものです。

(質問)

- ・ 「特定空家等」の定義は、建物の老朽化が著しく「かつ」周囲に迷惑がかかるというものですか。それとも「または」ということでしょうか。

(建築物防災参事)

- ・ 「または」というものです。

(質問)

- ・ 市として現状を何とかしていきたいということで協定を結んだということでしょうか。

(建築物防災参事)

- ・ 「特定空家等」に関しては、責務として市からの行政指導を行っておりますが、空き家全体に関しての利活用なども含めて協定を結び、民間との連携を図っていくことが今回の目的となります。

(質問)

- ・ 最終的な着地点はどこに持っていきたいのでしょうか。

(市長)

- ・ 家族構成が変わったなどの理由で使われていない空き家や、「特定空家等」とされる非常に危険なもの、そこには所有者が不明のものも含まれております。釧路市だけでなく各地域に空き家があるために特措法が制定され、様々な対応をとっていくこととなりました。空き家が危険な「特定空家等」になってしまう前の段階で、専門家の方たちの話を聞きながら早めに対応してもらうために今回協定を結ぶことになったものです。専門家との連携により「特定空家等」をつくらないようにしていくことが協定の目的です。空き家は個人の資産ですが、空き家に対する対応と、法律に基づく「特定空家等」に対する対応を、同時に進め、総合的に取り組む方向で進めているところです。最終的には、空き家の課題を無くしていくために、段階的に進んでいるところです。

(質問)

- ・ 問題が深刻化しないうちに、なんとかしていこうということですね。

(市長)

- ・ 空き家問題が深刻化している現実を踏まえ「特定空家等」と、そこに至っていない空き家に対して、専門家を交え意見を汲みながら対応していこうという考えです。

(質問)

- ・ 窓口を一元化し、市でワンストップで対応するようなイメージなのでしょうか。

(市長)

- ・ 合同相談会を開催したり、情報共有していく形となりますので、そういった意味ではワンストップに近い形になると思います。例えば相続関係の問題は司法書士会に対応してもらうなど、内容によって市では適切な相談先を斡旋する形になります。市が司法書士会に代わってその仕事をするわけにはいきませんが、市に相談することにより、紹介や斡旋などの形で、専門家間で情報が共有できることになります。

(質問)

- ・ 群馬県高崎市では、空き家対策として持ち主がわかっている空き家の活用のため、空き家を使いミニサロンなど市民の憩いの場をつくる場合に行政が補助する制度を作り、年間4、5件の補助申請があるとのこと。空き家を簡単に壊す、処分するというのではなく、一歩踏み込んだ利活用についてのお考えはありますか。

(市長)

- ・ ビルの空き物件では、リノベーションための取り組みを行い、所有者の協力もいただきながら利活用の方法を考えており、また、「うつくしろ」の運営している「くしろフィス」などの動きもあります。既存インフラの活用という意味では、中心市街地エリアになりますけれど、リノベーションに関する取り組みはそのような提案を受けながら民間で進めていこうというものです。また、個別の件についてはケースバイケースになると思っていますので、利活用に関しての相談についても考えていければと思っています。

(質問)

- ・ 民家も対象に含めるということでしょうか。

(市長)

- ・ 市としては、空きビルの活用から始めているところです。

(質問)

- ・ 空き家対策について、今問題になっている「特定空家等」は実際にはお金の問題ではないかと考えます。更地にしたい、処分したいと思っても、持ち主にお金がないためにそのままにされているのではないかと思います。その点について、相談するだけでなく何かしら金銭的な補助であるとか、解決のための対策について考えていますか。

(市長)

- ・ 特措法ができたことで、一歩前に進んだという言い方はできますが、ここには問題があると思っています。例えば、個人に所有権のある空き家を公のお金で更地にした場合でも、その土地の所有権はそのまま個人のものになります。確かにまちにとっては空き家の危険性をなくすということはあるかもしれませんが、公のお金で更地にして個人の資産の価値を高め、所有権はその個人に戻るといのはおかしいのではないかと思います、そのことを国土交通省にも伝えてきました。このような場合は所有権が行政体や公に移ることにすると、様々なところの利活用について、しっかり考えていけるようになると思います。現状ではここがネックになると考えています。

(質問)

- ・ 今回、連携して相談に乗るけれども、その先は持ち主にやってもらうということですか

(市長)

- ・ そうなります。現在の法体系では、個人の権利と公の利益では個人の権利が優先されています。どのようなことでも公を優先してほしいということではありませんが、この件についてはどうなのかなという疑問は持っているところです。

(質問)

- ・ 「特定空家の可能性のあるもの」42件のうち、持ち主がわからなかったり連絡がつかないといった物件は、どれくらいありますか。また、そういう物件に対しての市の対応についてお聞きしたい。

(建築物防災参事)

- ・ 42件のうち十数件が所有者不明で、それ以外については行政指導として各所有者に通知文を送付し、空き家の改善をお願いしているところです。

(質問)

- ・ 通知文を出して反応はありましたか。

(建築物防災参事)

- ・ 電話がかかってくるなどの反応もあり、空き家に対する意識はあるということだと思いますが、状態の改善に向けては、除却も含めてなかなかできない状況にあるという話を伺っております。

(市長)

- ・ 市からの働きかけで除却されたものがあります。

(建築物防災参事)

- ・ 28年3月、5月に1件ずつ除却されております。

(質問)

- ・ 特措法はできましたが、自治体によっては条例などで撤去できるようにしたところもあったと思います。釧路市の場合、権利の問題もあると思いますが、旧丸ト北村や旧丸三鶴屋は空きビル状態がずっと続いていることについて、どう思わ

れますか。

(市長)

- 権利のことなどがあり、非常に難しい問題と思います。

特措法ができたことにより課題解決の第一歩が進んだとは思っております。市内の空き家には、所有者と連絡が取れないものが十数件あります。相続などで所有者がたくさんいる場合には全員に了解をもらわなければ処理できませんので、現状の仕組みには疑問を覚えています。